

令和4年第9回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月20日（火）13時30分～14時30分

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員
(16名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
委員	2番	佐々木達也
委員	3番	高橋かおる
委員	4番	白澤克美
委員	5番	熊谷洋司
委員	6番	川村良道
委員	7番	川村和男
委員	8番	佐々木博
委員	9番	星川忠博
委員	10番	藤原幸藏
委員	11番	佐藤俊孝
委員	12番	高原弘明
委員	13番	阿部江利子
委員	14番	白澤和実

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 使用貸借解約通知について

日程第7 報告第3号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第8 報告第4号 専決処理事項報告について

日程第9 報告第5号 転用許可等不要農地の現状変更届出について

日程第10 報告第6号 転用許可等不要農地の現状変更完了届出について

日程第11 議案第1号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 鎌田順子

係長 阿部幸司（産業観光課係長併任）

主任主事 藤原佳芳里

6 会議の概要

議長

それでは、会議に先立ちまして皆様にはお知らせいたします。

5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着を脱いでも構いません。結構でございます。

また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行したいと思っております。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いいたします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年、第9回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは当職より指名いたします。8番、佐々木博委員、9番、星川忠博委員、10番、藤原幸藏委員をお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、阿部幸司係長をお願いいたします。"

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。

業務の結果報告ですが、8月26日金曜日ですけれど、視察受け入れということで、青森県の中泊町農業委員会の皆様が、矢巾町のほうに視察に来られました。このときに三矢巾地区の藤原幸藏委員の方からいろいろ集約に関する説明を発表したり、いろいろと意見交換して、矢巾町ではこうやっているというような事例等を交換して、交流を深めました。対応は私と藤原幸藏委員、事務局ということで、矢巾町役場で行われております。

議長

26日ですが、矢巾町農業経営体連絡協議会。私と職務代理が、会議に出席しております。

28日、農地相談会。これはやはば一くで各農業委員、出席された方で対応しております。

30日、盛岡地方農業委員会連絡協議会第2回総会が滝沢のビッググループで開催され、私と職務代理と事務局とで出席しております。

それと8月31日、今度の農業祭実行委員会に説明会という内容で私が出席しております。

31日、同じく行政区再編審議会ということで佐藤委員に出席していただいております。

9月に入りまして、矢巾町議会定例会9月会議に私と事務局長で出席しております。議会定例会に私と事務局長が対応しております。今回の議会では6日、7日と一般質問があり、対応するため出席しております。

14日、あっせん会議ということで、5役、事務局が対応しております。

15日、議会定例会の総括質疑には私と事務局長で出席しております。

そして今回、令和4年第9回矢巾町農業委員会総会を開催しております。

業務報告の中で、26日に矢巾町農業経営体連絡協議会ということで、会員は農協さんとか普及センターとかあるわけですけど、収支決算報告のほかに、以前、人・農地プラン実践化に係るアンケート調査をした結果をまとめていなかったんですけど、それをまとめてお互い情報共有し展開するという内容の話もありました。

以上、中身をお話させていただきました。後で、全員協議会で事務局から詳細説明がありますので、よろしくをお願いします。

それと8月30日ですが、盛岡地方農業委員会連絡協議会総会ということで、中身としては、今度の令和4年度の岩手県農業委員会大会の提案事項等があります。これについての質疑等審議しました。また、今のスマート農業的ところで、ドローンと電柵について、鹿等の対策をしているということで内容的な説明などの研修会も行っております。

以上ですが、何か質問ございますか。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。

8月31日に、行政区再編審議会が開催されまして、そこに私が出席しております。その概要について、皆さんにお知らせしたいと思います。

佐藤俊孝委員

今回、この行政区の再編審議会の委員13名の方に辞令が出されまして、会長には、私、面識がなかったんですけども、●●●●●●●●●●●●●●●●の●●●●●●さんという会長さんが、今回の審議会の会長に推挙されました。内容としては、3つの行政区の再編でございました。

藤沢行政区、それから南矢幅2区、同じく南矢幅5区、この行政区の再編でございました。

なぜ再編になるかというところでございますが、本委員会でも検討いただいております。藤沢行政区、医大の東側から国道4号に向かったエリア、その部分に農振の区域を除外をすることを本委員会で決定したんですが、その部分の行政区を、新たに入ってくる方を踏まえた行政区のあり方を審議するという内容でございます。

同じく南矢幅2区、これは鉄道の西側から現在の南矢幅2区が鉄道の西側から産業技術短期大学の北側のエリア、ここを行政区としているんですが、農振除外で田中地区が組み入れられましたので、そこに新規居住者が入ってまいるということで、行政区のあり方という審議でございます。それから、南矢幅5区。ここも南矢幅2区の南側のエリアになりますが、現在の鉄道の西側から産業技術短期大学の南側の辺り、下花立というエリアになりますが、そこが組み入れられております。この行政区のあり方も同様に、というのが審議会の内容でございます。

スケジュール的には、今月の下旬から自治会さんとの意見交換を行って、おおよそ3回の意見交換会を2月ぐらいまで、というスケジュールでございます。その意見の内容を踏まえて、これから審議会を2から3回開きたいという内容で、来年の4月には、関係例規を改正して、行政区のあり方を、地域住民の方、町民の方、関係機関に周知をするというスケジュールを進める、という内容でございました。

以上、概略ですが、報告いたします。

議長

はい、ありがとうございました。

業務の経過報告ですが、農業祭実行委員会と議会関連につきましては、全員協議会の中で皆さんに協議していただかなければならないものもございますので、そちらの方でまたお話ししますので、よろしく願いいたします。

何か質問ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題については、事務局よりさせます。

事務局

(報告第1号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、報告第1号について補足説明させていただきます。

事務局 1番の案件につきまして、登記は農地となっておりますが、実際は現状が宅地の一部として利用されている状態のため、農地転用手続きをするよう促していきたいと思っております。

議長 また、番号2番につきましては、隣接農地と一体として耕作されているため耕作放棄地にはならないものと考えております。以上でございます。

議長 それでは質疑がありましたら、挙手願います。質疑ございませんか。

議長 (「なし」の声あり)

議長 なしの声でありますので、それでは次に進みます。

事務局 日程第6、報告第2号、使用貸借解約通知について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

議長 (報告第2号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、補足説明させていただきます。

議長 報告第2号、番号1番の案件につきましては、別の方に貸借予定のため、今回解約するものとなっております。新しい貸借につきましては、議案第1号に挙げられております。以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

議長 (「なし」の声あり)

議長 質疑なしということでございますので、次に進みます。

事務局 日程第7、報告第3号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

議長 (報告第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、補足説明させていただきます。

議長 報告第3号につきまして、こちらの案件につきましては中間管理を通して貸借していた農地について、別の方への売買が決まったため、解約するものとなっております。新しい売買につきましては、議案第1号に挙げられております。以上でございます。

議長 それでは、質疑がございましたら挙手願います。質疑ございませんか。

議長 (「なし」の声あり)

議長 なしの声でありますので、では次に進みます。

議長 日程第8、報告第4号、専決処理事項報告についてを議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。"

事務局 (報告第4号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 ありません。

議長 それでは質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認めます。では、次に進みます。

議長 日程第9、報告第5号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第5号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、報告第5号について補足説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、既に畑状態になっているため、現状変更届出を提出いただいたものです。地元の農業委員であります白澤克美委員に事前に確認をいただき、受理したものです。すでに現況は畑であるため、工事等は改めては行いません。受理通知を交付後、完了届をいただいております。以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。

変更概要のところですが、「現況が畑であるため」というのが、変更概要を理解するのに難しかったのですが。それから工事着手が8月30日、工事完了が同日。

この内容についてですね、変更概要の理由そのものに対しては、現況が水田ではないから、現況が畑であるから、というふうに説明してるんですが、もう少しですね、その内容を足していただければと思います。土地表示が田んぼであって現況が畑であるから、現況を変更しなければならない。

なぜそれを今になってしなければならないか。それから、工事着手と完了までが1日ということについて、ここを工事するのであれば、着手から完了という日数が出てくるかと思います。工事をしないものであるならば、ここに対してはそんな大きな理由はあげない。必要となるところの理由を述べていただく、というふうに記載していただければと思います。なぜこのように申し上げたかというのは、総会の前に事務局に寄らせていただいて、若干内容を聞き取ったわけです。

佐藤俊孝委員

そうしたら、土地改良区さんに、所有者がいろいろ協議をして、田から畑にしたいと要望された。

水利費の賦課も、水田であれば伴うんですが、それが畑でありますと伴わない。それらの事情を勘案して、というような理由があったわけですから、その辺をそのままつぶさに説明していただいたらわかりやすいんじゃないかな、と思います。そういう内容であれば当然、工事着手とか工事完了とか出て来ないわけですから、その辺の変更の概要、内容の書きぶりと言ったらいいんですか、もう少し工夫があれば、というふうに思います。

質問というよりも、意見になるかと思います。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤委員のご意見、ご質問にお答えいたします。お話にありましたとおり、こちらの案件につきましては、登記が水田であるために、鹿妻穴堰土地改良区の水代がかかっているところでございます。

ただ、こちらの農地の周辺農地につきましては、全て畑でございまして、現況もこちらの農地を含め一体として畑となっている状態ですので、鹿妻穴堰土地改良区さんからも、水利費賦課から抜くために現状変更届を提出したいというお話がありまして、届け出ていただいたものでございます。工事着手・完了につきましては、事務処理上、次の報告第6号にも上がっておりますが完了届を出していただく必要がございましたので、出された日に合わせて工事着手日・完了日を入れさせていただいております。既に畑であり工事がないのであれば、記載不要ということであれば今後は記載しないように変更したいと思います。以上でございます。

議長

よろしいですか。

佐藤俊孝委員

はい、わかりました。

議長

ほか、質疑がございしますか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。次に進みます。

日程第10、報告第6号、転用許可等不要農地の現状変更完了届出について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(報告第6号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

ありません。

議長

それでは次に、質疑がありましたら挙手を願います。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。先程の第5号と内容が関連するわけですが、内容が現状変更していないんですね。現状が畑であり、それを地目上の内容で水田から畑にしたいという内容の趣旨のように捉えると、つまり、現況の状況もすでに畑と分かっています。

で、現状を変えるものではないという状況に読み取ってしまうんですが、先程の関連があったように現状を変えるっていうのは、当然手を加えて水田であるものが土盛り等をして畑にするとか、周りに水田の用水を供給するために水路がありますが、その水路を撤去するとか、いろんな形で手を加える、それが現状を変更するということだと普通は捉えます。ですが、先程の内容のとおり土地改良区と地権者の方が話をして、現状が畑であって水田の賦課金を払う必要がないという認識で一本化されたから内容を変えるとの話をしたんだろうと思います。

それは、現状変更をしないで地目変更という形の手続きもあるのかと、この内容の経緯を見て聞いた範囲の中でそういうふうを受け止めたところですか。第5号と第6号が一切手をかけないままに地目を変えたいということだったのかなというふうに聞きとったものですから、今後、同じような案件が出てきた場合はどのような扱いをするものかと、そこまで含めて確認したいと思います。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。今回の案件につきましては、現状が既に畑となっております。農地の地目のみを変更する届出というのは、現状変更届出以外にはありません。今回につきましては、今よりかなり前に東北自動車道ができた際、その前までは田として使用されていたところで、東北自動車道ができた際に隣地が自動車道になってしまったために、水路等は無くなり畑になってしまった場所だと思われます。

本来であればその際に、水田に水が来なくなった際に現状変更届出を出していただく案件かと思いますが、それを出されていなかったということで、今、判明した時点で、遡りではないですが過去に田として使われていた場所だけでも、今、現状は畑として使われているということで現状変更届けを出していただいております。届出を出した際は完了届も出していただくことと要綱上となっておりますので、事務処理上、出していただいているところでございます。

議長

よろしいですか。

佐藤俊孝委員

手続きの後始末が出てきて、どのように処理するかというところを事務局が悩まれたというふうに受け取っておったんですが、同じようなことが今後出た場合、現状変更の手続きをしていないまま、現状は畑のままなんだけど地目が水田であったり、ほかの地目が畑だったりするところに対して、その状況によって地目が変わるものとして扱っていいですか。

佐藤俊孝委員 また、同様の変更の届出を受け処理するときは、同じような手続きにならざるを得ないわけですか。

 要は、現状と事務手続き内容に違和感があるんです。

 今後の扱いについて、今回の報告は報告のままとしても、次の報告の時には、この扱いについて、この考え方はどうなんだろうとか、もう少し検討した上で手続きされたらいかがかな、というふうに感じます。

議長 事務局が確認するまで、暫時休憩します。

 (14：10休憩)

 (14：13再開)

議長 それでは再開いたします。事務局、回答してください。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。

 こちらの現状変更届につきましては、登記の地目変更にあたって届出が必要のため提出いただいているものでございます。今回のように遡りの場合、工事の時期が分かるものについては年月日を記載して提出いただいておりますが、今回のものについては工事日も不明ですし、いつから畑の状態になっていたかも不明でしたので、便宜上、不明の場合は完了届を提出いただいた同日付けで工事の完了も提出していただいております。これは今までもそういった状態で処理させていただいておりますが、今回工事着手完了という日付を、もし不明であれば記載しない方がよろしいというご意見でしたので、今後は工事日が不明なものにつきましては、着手日完了日共に不明という形で記載して提出いただきたいと思います。

佐藤俊孝委員 内容は了解しました。

 概要のところは、今後のためになんですが、もう少し、変えざるを得なかった理由というところを記載した方がいいと思います。

 今回の理由は、現況が畑であるということです。こういうのが理由になっているんですが、もう少しそこは詳細なところを入れて表現したほうが、理解しやすいんです。そういう工夫をしていただければな、と思います。以上、意見でした。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご意見にお答えいたします。

 今後は事務局の方で相談しながら、よりわかりやすいように記載したいと思います。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい、承知しました。

議長 ほかに、質疑ありますか。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 14番、白澤です。持ち主がアパートに住んでいて、この222平方メートルを耕作しているんですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 14番、白澤和実委員さんのご質問にお答えいたします。
こちらの農地につきましては、この方は現在アパートに住んでいらっしゃるんですけども、以前に住んでいたお家と東北自動車道の間にある農地として、家に隣接するようなものがございます。なので、現状は今は、作物は植えていない状態でございます。以上でございます。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員 5番、熊谷です。今の論法で行きますと、耕作放棄地も、例えば岩手県内にいない所有者が耕作できなくて耕作放棄地となっているものも、同じ論理でいくと田んぼを1回畑にして、あとはその上で処理するようなことも出てくるんじゃないでしょうか。そういう懸念はないですか。
その場合は、農業委員会としては畑として認めますか。
それとも、もう一度田んぼに復田してからの申請にしないと受け付けないということになりますか。
ちょっと非常に悩むというか、考え方が何種類かあるような気がします。非常に強く思うんですが、筋から言うと、今日の案件も1回田んぼに戻すということになるのじゃないですか。それを認めてもいいのでしょうか。農業委員として、ちょっと抵抗がありますのでお聞きします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 5番、熊谷委員のご質問にお答えいたします。
こちらの農地につきましては、耕作放棄地化しているために畑として認定するものではなく、現状がもう田の畔は無く、隣接する畑との境目も一切ないような現状となっております。なので、現状がすでに畑の様を呈しているの、畑として現状変更届を出していただいたものです。田として戻したとしても、水がこちらには入ってきませんので、畑として使用するしかないということになります。
そういう意味なので、耕作放棄地で田として使用していないから畑とするということではなく、あくまでも現状がもうすでに畔もなく水路もないというところで、もう田としては使用できない、使用するとしても畑としての使用になるということで、畑への現状変更で届出を出していただいております。以上でございます。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員

5番、熊谷です。今の回答は一応分かったんですが、そうなる、畑ということであれば、年に1回は例えばトラクターで耕起とかするものだと思いますが、そういうことはしていますか。なんだかしていないような感じで話を聞いてましたが、それを畑としてよろしいことで認めてもいいですか。

何か非常に齟齬があるような気がしますが、そこは大丈夫でしょうか。

畑ということでも、いずれ、トラクターで耕起もしなければ、そこはもう木が生えたり草が生えたりしてきます。もうここ2、3年のうちに。それ、そうになってしまうと、また非常に復旧対策が大変かと思われるのですが、そこは大丈夫でしょうか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

5番、熊谷委員さんのご質問にお答えいたします。こちらの農地につきましては、現在耕作者が決まっておられませんので、このまま放棄されることが無いよう農地としての適切な利用をするように所有者さん等に事務局からお話したいと思います。以上でございます。

議長

よろしいですか。

熊谷洋司委員

はい、わかりました。

議長

ほか、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

無ければ次に進みます。

日程第11、議案第1号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第1号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より、議案第1号について補足説明させていただきます。

こちらにつきましては、利用権設定と所有地について、農用地利用集積計画として一つの計画として公告するため、一つの議案での審議となっております。

利用権貸借につきましては、●●●●氏が父からの経営移譲を受け、貸借の期限が切れるものについて順次貸借しているものでございます。

また、所有権移転につきましては、譲受人が認定農業者であるため、基盤法での売買が可能であるため、今回の計画をもって売買を行うものとなっております。

所有権移転の番号1番につきましては、所有者さんである●●氏の意向により売買するものとなっております。

事務局 2番から5番につきましても、所有者さんが耕作が困難になったため、
売買するものとなっております。4番5番につきまして、譲受人譲渡人が
同じであるにもかかわらず二つにわかれているものにつきましては、こち
らは農振農用地であるかどうかによって、税の控除の対象となるかならな
いかというところが分かれておりますので、便宜上二つに分けて申請いた
だいております。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。所有権移転の1番。譲受人、●●さん。ここの価格、
10アール当たり55万円。それから2番から5番までが10アール当たり20
万円。ここの価格設定について、何か情報があったらお知らせ願います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。

1番の売買につきまして、55万円ということになっております。こちら
につきましては、周辺の価格等に合わせて55万円ということでお話を聞いて
おります。

2番から5番について、売買価格が10アール当たり20万円となっております。
こちらにつきましては、農地の場所とか、形状、現在の耕作状況によ
り、20万円という形で双方の上で売買するというお話を聞いておりま
す。以上でございます。

議長 よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい、了解しました。

議長 ほか、質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論がありましたら、挙手願います。討論ございませ
んか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。

議案第1号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計
画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。
以上で議事のすべてを終了いたしましたので、総会は閉会といたしま
す。みなさま、大変お疲れ様でした。

(終了 14:30)

以上は、令和4年9月20日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和4年第9回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名委員 番

議事録署名委員 番

議事録署名委員 番
